

守山市立幼稚園外部搬入給食業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市立幼稚園外部搬入給食業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1)業務名

守山市立幼稚園外部搬入給食業務

- ① 守山・物部ルート：守山市立守山幼稚園（守山市勝部一丁目 13-1）
守山市立物部幼稚園（守山市二町町 253）
- ② 吉身・立入ルート：守山市立吉身幼稚園（守山市吉身三丁目 2-51）
守山市立立入が丘幼稚園（守山市立入町 226-1）
- ③ 河西・速野ルート：守山市立河西幼稚園（守山市今市町 25-1）
守山市立速野幼稚園（守山市水保町 2399-1）

(2)業務内容

別紙、守山市立幼稚園外部搬入給食業務仕様書のとおり

(3)履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 見積上限額

園児用給食（昼食）	金 500 円／食（消費税および地方消費税額を除く）
職員用給食（昼食）	金 540 円／食（消費税および地方消費税額を除く）
午後おやつ	金 215 円／食（消費税および地方消費税額を除く）

4 実施方式

公募型プロポーザル方式により業者選定を行う。

提案者は「守山市立幼稚園外部搬入給食業務仕様書」に記載の3つのルートのうち、受託可能なルートを選択し、提案すること。事前に定めた審査基準に基づき審査し、ルートごとに候補者（審査結果が1位）、次順位候補者および次々順位候補者以降を選定する。

5 スケジュール

公募開始	令和6年10月4日(金)
質問締め切り	令和6年10月18日(金)
質問回答	令和6年10月30日(水)
参加申込書提出期限	令和6年11月1日(金)
参加資格審査通知発送	令和6年11月6日(水)
企画提案書提出期限	令和6年11月13日(水)
プレゼンテーション実施	令和6年11月27日(水)
審査結果通知発送	令和6年12月下旬
仕様内容についての協議	令和6年1月上旬

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定め

る暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7)外部搬入給食業務を円滑に遂行できる施設・設備を有し、安定的かつ健全な財務基盤を有し、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。

(8)過去5年以内に同種業務(または類似業務)の実績があること。

(9)本委託業務を履行する施設から調理後速やかに搬出し1時間以内に納入園に到着できること。

(10)調理施設に栄養士法第2条第1項の栄養士の免許を有する者を配置していること。

(11)業務履行が不可能な場合の代行方法を確保すること。

(12)食中毒や事故等の発生時の対応として、製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく生産物賠償責任保険等に加入すること。

(13)守山市立幼稚園外部搬入給食業務仕様書に記載の3ルートのうち1つ以上の受託が可能であること。

7 質問・回答

(1)提出方法

別添の質問書(様式第1号)により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 6 年 10 月 18 日（金） 午前 10 時まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市こども家庭部保育幼稚園課

電話 077-582-1129（直通） FAX 077-582-1138

電子メール hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 6 年 10 月 30 日（水） 正午 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ）

※ 守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要です。

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状（支店等と取引をする場合）

ク 業務実績表（様式第 3 号）

※ 業務実績表には(ア)か(イ)のいずれかの書類を添付すること。

(ア) 委託業務契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

ケ 食品営業許可証（許可を得ていない場合は不要。ただし、令和7年1月31日までに取得すること）

(2) 提出期限

令和6年11月1日（金） 午前10時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年11月6日（水）頃を目処に通知する。

9 企画提案書の提出書類、期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第4号） 1部

以下の項目について記載すること。

様式は任意のものとするが、用紙サイズは原則A4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め20ページ程度（写真は別）とし、表紙以外にページ番号を降ること。

(ア) 受託希望ルート（①～③のうち受託希望ルートに○を付けること）

(イ) 会社概要

(ウ) 本業務を想定した5日分の献立表等および2日分の出来上がり写真

・ 昼食、午後おやつ（手作りおやつを2日分含む）の5日分の献立表

※園児用、職員用の分量を含む。

・ 1日ごとの栄養価

・ 各原材料表、各食材の規格書

・ 2日分の昼食、午後おやつ（手作りおやつの日のもの）の出来上がり写真

(エ) 図面等

○図面

・ 調理施設および設備の配置平面図（室名・設備名を明記。サイズはA3版）

※受託後、施設内の改修や設備の変更がある場合は、現在および受託後の

2種類を提出のこと。

- ・図面には食材および使用後の食器の搬入経路、従業員の入退室経路を明記すること。

○写真

- ・施設内外の主な部分を撮影した写真をA4版縦の用紙に貼り付けること。
主な撮影箇所は例を参考にすること。

【例】調理施設外：駐車場、食材搬入口から検収場に至る部分、調理場への従業員の出入り口、調理済食材の搬出口、返却口、残菜や厨芥置き場、廃棄する段ボール・缶等の置き場等。

調理施設内：検収場、下処理室、調理室、冷凍冷蔵室、盛付室、洗浄室等

設備・機器：手洗い場、シンク、保存食用冷凍庫、冷凍冷蔵庫、フライヤー、食器消毒保管庫等

(オ)実施体制について

- ・緊急事態発生時の対処方法、衛生管理、食物アレルギー対応についても併せて記載のこと
- ・外部搬入給食業務の提供が困難になった場合の代替措置
- ・食数変更時や台風等による休園時の対応

イ 見積書（様式第5号） 1部

※アおよびイの書類についてはPDFデータでの提出も行うこと。

(2)提出期限

令和6年11月13日（水） 午前10時まで

(3)提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4)提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1)実施日

令和6年11月27日（水）

時間・場所については参加資格審査の通知時に記載する。

(2)説明時間

30分以内

(3)質疑応答

15分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

11 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、ルートごとに候補者（審査結果が1位）、次順位候補者および次々順位候補者以降を選定する。
- (2) 書類審査、プレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（200点×評価者数）の6割）以上になった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

12 審査結果

(1)通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に、文書で通知する。

(2)通知日

令和6年12月下旬

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 候補者名

(2)参加事業者数

(3)参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1)言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2)費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3)参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4)失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5)著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(6)提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 こども家庭部 保育幼稚園課 担当：白井・中島

電話 077-582-1129（直通） FAX 077-582-1138

電子メール hoikuyochien@city.moriyama.lg.jp